令和９年度江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業
業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

１　委託事業名

「江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業」業務委託

２　事業概要

養育の支援が必要な児童の属する家庭に対し、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業ボランティアに登録した者を派遣することにより、家庭での日常生活支援及び地域での見守りを実施することで、要支援家庭における虐待を防止するとともに、児童の自立及び健やかな成長を支援することを目的とする。

３　委託事業者の募集及び選定の方法

選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、募集の周知は、区ホームページへの掲載により行う。区が設置する「令和９年度江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が別紙１「令和９年度江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業業務委託事業者の選定基準」に基づき、書類審査及びヒアリングを実施し、委託候補事業者を決定し、契約締結の協議を行う。

４　参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、次に揚げるすべての条件を満たしていること。

（１）法人格を持つ団体であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

（３）参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。

（４）事業者若しくはその企業グループにおいて地方公共団体に対し、公的業務の受注実績があること。

（５）社会福祉行政に関わる業務の運営実績が３年以上あること。

（６）次の申し立てがなされていない者であること。

ア　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申立て

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの申立て

（７）直近１年間に国税又は地方税を滞納していないこと。

（８）江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

５　業務の概要

（１）業務内容

別紙２「江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業業務委託仕様書（案）」及び別紙３「江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業実施要綱」を参照のこと。

（２）業務委託期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※ただし、業務委託の履行内容が評価会議で一定の評価を得た場合は、契約年度を含め概ね５年間について、毎年度の区一般会計予算に基づき随意契約を行うことがある。

（３）企画提案にあたっての上限金額

１９，２１３，０００円（消費税相当額を含む）

６　選定スケジュール

募集期間	令和８年 11 月 24 日(火)～令和８年 12 月 11 日(金)
質問受付期間	令和８年 11 月 24 日(火)～令和８年 12 月７日(月)
質問回答	令和８年 12 月９日（水）
参加申込書提出期限	令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで
事業実施計画書提出期限	令和８年 12 月 23 日（水）午後５時まで
第一次審査結果通知	令和９年１月 18 日（月）
第二次審査（ヒアリング）	令和９年１月 26 日（火）予定
最終決定通知	令和９年１月下旬

７　質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、様式１「質問票」を、事務局宛に下記の LoGo フォームにて令和８年 12 月７日(月)午後５時までに提出すること。質問に対する回答は令和８年 12 月９日(水)までに、区のホームページにて公表する。なお、上記の質問票提出以外での質問や、本事業に直接関連ないと判断した質問や意見等には回答しない。また、質問回答に関する再質問は認めない。

LoGo フォームアドレス：https://logoform.jp/form/L6MJ/1905391

８　参加申込書の提出

（１）提出書類

様式２「令和９年度江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業業務委託事業者選定プロポーザル参加申込書」

（２）提出方法

下記事務局あてに持参又は郵送（提出期限までに必着）

（３）提出期限

令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで

９　提出書類及び提出期限

（１）提出書類

下表に記載の書類を提出すること。なお、提出時は(ア)～(オ)の順番で綴じること。

提出書類	留意点等
（ア）様式３　法人概要	
（イ）登記事項証明書または登記簿謄本	・発行後３カ月以内のもの
（ウ）法人税、法人事業税・法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（※）NPO 法人等、該当する資料が存在しない場合は提出不要	・直近の年度のもの ・発行後３か月以内のもの ・未納、滞納がないことを証明するもの
（エ）様式４　令和９年度江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業実施計画書	・（２）留意事項を参照
（オ）令和９年度江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業見積書	・（３）見積書の書式等を参照

（２）事業実施計画書の作成に係る留意事項

① 仕様書に定められた業務内容について、業務の進め方や手法、体制等を具体的に提案すること。

② 原則としてＡ４サイズ・縦型・横書きで両面印刷とし、ページ番号を記載すること。ただし、やむを得ない場合は、Ａ３サイズをＡ４サイズに折り込むこと。

③ 文字サイズは、図表を除き原則１１ポイント以上とすること。

④ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること。

⑤ 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明をすること。

⑥ 事業実施計画書については、所定の様式の行数を追加することは可とするが、各項目につき１頁以内とすること。

⑦ 参加事業者は、一つの事業実施計画書を提出すること。

⑧ 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

（３）見積書の書式等

① 書式は任意とするが、法人名および代表者役職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

② 金額は消費税相当額を含む。

③ 見積内訳書を添付すること。様式は任意とし、項目、単価、数量、諸経費等を分類して記載すること。

（４）事業実施計画書等の取り扱い

提出された事業実施計画書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、江戸川区

情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

（５）提出部数

正本１部、副本７部とする。ただし、(イ)(ウ)は正本のみ添付。また、副本のみ事業者名、所在地、その他事業者を類推できる表記等をすべて塗りつぶすこと。

※該当書類一式をA4縦型フラットファイルに左2穴あけ綴りとして提出すること。

（６）提出方法

下記事務局あてに持参又は郵送

（７）提出期限

令和８年12月23日（水）午後５時まで（必着）

10　審査評価

（１）審査評価方法

① 企画提案の評価は、選定委員会が一次審査（書類審査）及び二次審査（ヒアリング）により、提案内容を公正かつ厳選に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

② 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

（２）二次審査（ヒアリング）

① 実施日程・会場は以下のとおりとする。

実施日：令和９年１月26日（火）

会　場：グリーンパレス　集会室４０１（江戸川区松島１－38－１）

② １事業者につき３０分の持ち時間とする。（提案内容説明１０分以内、質疑２０分以内。）但し、提案者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。

③ 出席者数は１事業者３名以内とし、実際に事業に携わる責任者が必ず出席すること。

④ 二次審査にあたり、資料の追加提出は認めず、事前に提出した資料のみを用いて説明及び質疑を行うこと。

11　提案の無効

次の項目に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

（１）提出書類に虚偽または不正があった場合。

（２）提出書類を所定の日時及び場所に提出しないとき。

（３）一つの参加事業者が複数の事業実施計画書を提出したとき。

（４）誤字、脱字により提案内容が不明確であるとき。

（５）本プロポーザルに関する資格、条件等に違反したとき。

（６）選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。

（７）本プロポーザルへの申込後に江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業業務委託事業者選定委員及び特別職を含む区職員（所管課への手続き等に関するものを除く）に、直接又は間接を問わず接触を求めたとき。

（８）その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為をおこなったとき。

12　契約の締結

（１）選定委員会の審査により特定された事業者と協議し、業務内容を確定した上で、業務委託契約を締結する。なお、契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

（２）審査により特定された事業者との契約締結交渉が合意に至らなかった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。

（３）当契約の締結は、江戸川区議会における、令和９年度の事業予算の成立を条件とする。

13　選定結果の通知

選定委員会の審査後、全参加事業者に対し文書にて通知する。

なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

14　その他

（１）本企画提案により知り得た本区独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。

（２）事業実施計画書等を受理した後の参加事業者による加筆、修正、差し替え等は原則認めない。

（３）プロポーザル参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。

15　事務局

住所：〒132-0021　江戸川区中央３－４－１８

所管：江戸川区子ども家庭部相談課事業係　担当：追崎・伊藤（孝）

電話：０３－５６７８－１８１０

ＦＡＸ：０３－６２３１－４３７８